

市営住宅入居者募集のご案内

● 募集する住宅

《一般世帯向》

申込区分	住宅名	募集戸数	予定階層	入居対象人数	型式
01	向川原団地 3号棟	1	2階	2人以上	3DK
02	向川原団地 8号棟	1	4階	2人以上	3DK
03	高幡団地 1号棟	1	5階	2人以上	3DK
04	川原付団地 4号棟	1	2階	2人以上	3DK

配布期間

令和8年3月2日（月）～10日（火）

申込方法

- (1) 申込書に必要事項を記入してください。
- (2) 申込書中段の所定の欄に85円切手2枚を貼り同封してください。
※切手の貼っていないものは抽選番号・抽選結果の通知をしません。
- (3) 申し込み期限は令和8年3月12日(木)です。

次の方法で申し込んでください。

- ① 封筒に申込書を入れ110円切手を貼って郵送。（12日必着）
- ② 申込書を日野市役所4階財産管理課へ直接持参。（12日17:00まで）
七生支所、豊田駅連絡所へのお申込みは受け付けておりません。

抽選日

令和8年3月25日（水） 10時00分～

市役所5階 503会議室

- ※ 当日は会場にお越しいただかなくてもさしつかえありません。
- ※ 抽選結果は 4月初旬頃、はがきでお知らせします。

【注意事項】

- ※ 申し込みは1世帯につき1通です。1世帯で2通以上の申し込みや、同一人の氏名で2通以上の申し込みをした場合は、すべて無効となります。

● 募集する住宅

申込区分	住宅名 (所在地)	募集戸数	人数	エレベーター	予定階数	間取り 専用面積	浴槽	建設年度	交通機関
01	向川原団地 3号棟 (南平5-30-1)	1	2人以上	無	2階	和6・和6・和4.5・DK 57.10㎡	有	S62	京王線「南平駅」から 徒歩14分
02	向川原団地 8号棟 (南平5-30-1)	1	2人以上	無	4階	和6・和6・和6・DK 65.50㎡	有	H1	京王線「南平駅」から 徒歩14分
03	高幡団地 1号棟 (高幡566番地)	1	2人以上	無	5階	和6・和6・DK 49.70㎡	有	S49	京王線「高幡不動駅」から 徒歩8分
04	川原付団地 4号棟 (万願寺6-7-1)	1	2人以上	無	2階	和6・和6・洋4.5・DK 52.70㎡	有	S55	京王線「高幡不動駅」から 徒歩11分

住宅の斡旋時期は、令和8年5月以降の予定です。(居室の修繕状況により前後することがあります)

【住宅についてのご注意】

○ 入居予定月・予定使用料

入居予定月は変更することがあります。使用料は予定額です。資格審査に合格した所得により使用料は決定します。入居の際には**使用料の2か月分を保証金として納めていただきます。**

○ 連絡先となる方の選任

- ・入居にあたり以下の要件にあてはまる**連絡先となる方**1名以上が必要です。
 - ①市営住宅と一緒に入居しない方
 - ②日本国内に住所を有し、独立の生計を営んでいる方
- ・**連絡先となった方には、緊急の際に連絡することがあるほか、万一、使用者が使用料を滞納した場合には、滞納の事実を告げ、連絡先となった方を經由して使用者に使用料を請求する場合があります。(連絡先となった方へ使用料を請求することはありません。)** **※連帯保証人選任は廃止になりました。**

○ 共益費

使用料のほかに共益費(月額1,000円~3,000円程度)が必要となります。

自治会等が徴収する共益費は、入居しているすべての方に支払い義務があります。(自治体に未加入の方、生活保護を受けている方も負担しなければなりません。)ので、必ずお支払いください。

○ 犬・猫等の飼育について

他の入居者の迷惑となるので、犬、猫、鳥などの動物の飼育や敷地内での餌やりは**固くお断り**しています。鳴き声、抜け毛、糞尿等での近隣の方とのトラブルや、環境衛生悪化の原因となることが多いためです。お断りしている、犬、猫、鳥等の飼育を行っている場合は、新たな飼い主を探すなど、対策を講じてから入居してください。

01～04区分（一般世帯向）の入居資格

入居できる方は、申込期間に、次の1～5のすべてにあてはまる方に限ります。

1 申込者が日野市内に居住していること

申込者 … 申込書の申込者欄に記入する方です。この方が市営住宅使用許可後の名義人です。

- (1) 申込者本人が日野市内に居住する成年者（18歳以上、もしくは18歳未満の既婚者を含む）で、そのことが住民票の写しで証明できること。または、日野市在勤で、そのことが会社から証明してもらえること。
- (2) 外国人については中長期在留者で、(1)のほか、申込書配布期間から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
ア 「永住者（特別永住者を含む）およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」
イ ア以外の在留資格の場合は、申込期間において、在留実績が1年以上あること。

2 同居親族がいること

同居親族 … 申込者と一緒に市営住宅に入居する親族です。これにはパートナーを含みます。

同居 … ほかの法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合を含む）をいいます。

- (1) 申込書配布期間に同居している親族との申込みが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。
- (2) (1)のほか、次の方は申し込みができます。
ア 入居手続きのときまでに婚姻できる婚約者。
イ 内縁関係の方との申込みは、法律上の配偶者がいないこと、かつ入居資格審査のときに続柄欄が「未届の妻（夫）」と記載されている住民票を提出できること。
ウ パートナーシップ関係の相手方がいる方の申込みは、入居資格審査のときにパートナーシップ宣誓証明書等で確認できること。かつ、法律上の配偶者がいないこと。
- (3) 現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。
(ア) (2)にあてはまる方。
(イ) 申込期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方（課税証明書で扶養関係が確認できること。）
(ウ) 同居しようとする親族等のみで居住している場合または他の親族等と同居している場合は当該親族から扶養されていない方で、2親等内の直系血族または2親等内の直系姻族であること。血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。ただし、入居しようとする世帯が4ページの高齢者世帯または心身障害者世帯にあてはまる場合は、3親等内の血族または姻族とします。

※2親等内の直系血族・姻族 … 申込者または配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者

※3親等内の血族・姻族 … 上記に加え、申込者もしくは配偶者の曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫の配偶者

- (4) 外国人の同居親族については、全員が中長期在留者で、上記(1)～(3)のほか、申込書配布期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (5) 上記(1)～(4)にあてはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。
なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。

※ 申込書を提出した後は、申込者、同居親族の変更はできません。ただし、出生または死亡の場合を除きます。申込みのときに妊娠中の方がいるときは、申込期間に生まれていない子を同居親族として申込書に記入することはできませんが、出生後は市営住宅に入居できます。

3 世帯の所得が定められた基準内であること

申込者および同居親族の年間所得の合計が、7 ページ の所得基準表の家族人数に応じた所得金額の範囲内であること。所得の計算方法については、6 ページ 以降でお確かめください。

4 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人がいないこと

- (1) 申込者および同居親族に、住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）がないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
- ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
 - イ 差押・正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方。（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）なお、入居資格審査の時に所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。
- (2) 申込者および同居親族に、公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人がいないこと。ただし、次の資格要件にあてはまる方は申込みできます。

住宅	区分	資格要件
UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅	家賃が高い	家賃（共益費を除く）の負担月額が、世帯の年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する）を月額に換算した額の20%以上である場合
	UR・公社の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されている場合。 →資格審査時にUR・公社からの証明書等で確認します。
	ひとり親世帯（母子・父子）	申込者が配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が見届の夫または妻となっている方、婚約者およびパートナーを含む））のない方で、同居親族全員が20歳未満の申込者の子であること。
	高齢者世帯	申込者が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）、婚約者およびパートナーを含む） イ おおむね60歳以上の方（申込書配布期間に57歳以上の方） ウ 18歳未満の児童
	心身障害者世帯	申込者または同居親族が、次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
	多子世帯	申込者に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が市営住宅に入居できること。
	生活保護又は中国残留邦人支援給付受給世帯	申込書配布期間内に、生活保護又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること。
公営住宅等	住宅が狭い	お住まいの住宅の住戸専用面積が下記の「入居資格基準表」にあてはまること。
	通勤時間が長い	通勤時間が片道90分以上かかっており、市営住宅に入居することにより片道30分以上短縮されること。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている方お通勤時間が片道60分以上かかっていれば対象とします。
	居室内の段差が日常生活に著しい支障をきたす	歩行障害が著しい高齢者または障害者の方で、敷居、浴室、トイレ等に段差があるため、居室内の移動に介護者等を必要としていること。 ※申込みできる住宅は、エレベーターのある住宅のみです。

※ 木造または簡易耐火構造の公営住宅、もしくは浴室のない公営住宅に入居している方は、上記の資格要件に当てはまらない場合でも応募できます。

※ 介護等の理由により、現在お住まいの住宅での生活が困難な方については、公的な住宅の名義人であっても申込みできます。

[入居資格基準表]

居住人数	住戸専用面積（壁芯）	居住人数	住戸専用面積（壁芯）	壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含まれません。
2人	30㎡未満	5人	57㎡未満	
3人	40㎡未満	6人	66.5㎡未満	
4人	50㎡未満	7人	76㎡未満	

5 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条6号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

日野市パートナーシップ制度創設に伴う入居資格の拡大について

- 日野市パートナーシップ制度が創設されたことに伴い、令和5年4月以降の募集から戸籍上の親族のほか「パートナーシップ関係の相手方」も家族向の申込資格を有することになりました。
- 「パートナーシップ関係の相手方」とは、「日野市すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め合う条例第9条の2第2項のパートナーシップ宣誓をしたことを証する書類の交付若しくは他の地方自治体が定めるパートナーシップ制度その他これに類する制度の適用を受けているパートナーシップ関係の相手方」のことをいいます。
- この募集案内で「配偶者」「同居親族」「親族」と記載のあるものは「パートナーシップ関係の相手方」も対象となります。また、「夫婦」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある二者」も対象となります。
- なお、資格審査時に日野市等のパートナーシップに関する制度による証明の提出が必要です。
- この募集では、「パートナーシップ関係の相手方」を「パートナー」と表記しています。

● 所得基準表の見かた

(1) 所得は、家族全員の現在の仕事（給料、営業、パート、アルバイト、年金等）の「所得金額」の合計でみます。

※「所得金額」については8ページ以降をご覧ください。

収入のある人	所得金額 - 特別控除金額 ② (14ページの②)
	(円) - (円)
	(円) - (円)
	(円) - (円)
合 計	円

特別控除金額 ① あなたの家族
(13ページの①) の所得金額

- 円 = 円

(2) 家族数とは

家族数 = 申込者本人 + 同居親族数 + 入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数
(遠隔地扶養)

(3) あなたの世帯の家族数・所得金額を次の所得基準表に当てはめ、基準内かどうかを確認してください。

所得基準計算上の注意

① 計算の対象としないもの

次にあてはまる収入については所得金額を0円とします

- ・遺族年金、障害年金
- ・仕送り、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得
- ・退職金等の一時的な所得

② 退職・廃業している場合

申込書配布期間に、すでに退職または廃業しているものについては所得金額を0円とします。

なお、令和8年2月末までに「結婚するため」または「現在妊娠中で出産をするため」のいずれかの理由により退職することが、申込書配布期間に確定している場合は、申込書に退職年月日を記入のうえ、所得金額を0円にすることができます。ただし、退職後、無職・無収入となり、そのことが資格審査のときに証明できることが必要です。(ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録が抹消された日が退職年月日となります。)

③ 2種類以上の収入がある場合

ひとりで2種類以上の収入を得ているとき（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額を計算してから合算します。

所得基準表

あなたの世帯の家族数、申込みをする家族全員の所得金額があてはまるか確認してください。

	所得金額	
	一般世帯	障害者等世帯
2人	0円～2,276,000円	0円～2,948,000円
3人	0円～2,656,000円	0円～3,328,000円
4人	0円～3,036,000円	0円～3,708,000円
5人	0円～3,416,000円	0円～4,088,000円
6人	0円～3,796,000円	0円～4,468,000円

※ 家族数が7人以上の世帯は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

★ 所得基準表の『障害者等世帯』とは・・・

① 心身障害者を含む世帯

申込者本人または同居親族が次のいずれかにあてはまること。

- ア. 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
- イ. 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）
- ウ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
- エ. 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者

② 60歳以上の世帯

申込者本人が60歳以上であり、かつ、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。

- ア. 60歳以上
- イ. 18歳未満の児童

③ 原子爆弾被爆者を含む世帯

申込者本人または同居親族が厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません。）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。

④ 海外からの引揚者を含む世帯

申込者本人または同居親族が海外からの引揚者で日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。

⑤ ハンセン病療養所入所者等を含む世帯

申込者本人または同居親族がハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

⑥ 高校終了期までの子どもがいる世帯

同居親族に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいること。

● 所得金額 とは

- ① 源泉徴収票のもらえる方 (会社員・店員・パート・アルバイト等) で、令和7年1月1日以前 から同じ勤務先で令和7年1月以降に休職期間がない方

令和7年 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 東京都 新宿区 西新宿 2-8-1 東京アポイント 101号室	氏名 (フリガナ) トウキョウ タロウ (役職名) 東京 太郎	(受給者番号)
種別	支払金額 内 百万 千 円 給料・賞与 2,386,998	給与所得控除後の金額 百万 千 円 1,488,800	所得控除の額の合計額 源泉徴収税額
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額 扶養親族の人数 (配偶者を除く) 障害者の数 (本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額 損害保険料の控除額 住宅借入金等特別控除の額
(概要) 年調定率控除額	円	配偶者の合計所得	円
		個人年金保険料の金額	円
去 未 乙 本人が障害者 老 寡 婦 寡 勤 死 災 外 年 金 者 者 年 一 特 労 死 災 外			

年間総収入額 → この金額が所得金額です。

- ② 確定申告をしている方 (自営業・外交員・サービス業等) で、令和7年1月1日以前から同じ仕事の方

令和7年分の所得税の確定申告書B

〈第一表〉

所得金額	事業等	①	1,522,200
	農業	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	
	雑	⑦	
	総合課税・一時 ⑧+(⑨+⑩)×1/2	⑧	
	合計	⑨	1,522,200

この金額から表中⑧の一時所得を差し引いた金額が所得金額となります。

〈第二表〉

○ 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	従事月数・程度 仕事の内容	専従者給与(控除)額 円
東京一郎	子	12月	800,000
生年月日 明・大 ⑤ 53.7.10			
氏名			
生年月日 明・大			
氏名			
生年月日 明・大			
④ 専従者給与(控除)額の合計額			800,000

※ 妻や子供を事業専従者としている場合、この事業専従者の所得は、それぞれの専従者給与額を10ページの下の計算式で所得に換算して申告書の年間所得金額欄に記入してください。

※ 妻や子供を事業専従者としている場合、その妻や子の収入は給与収入となります。

- ③ 年金の方は 12ページへ

○ 現在の勤め先へ就職した日が	→	令和7年1月2日以降の方
○ 現在の仕事を始めた日が	→	令和7年1月2日以降の方
○ 源泉徴収票のもらえなかった方		
○ 確定申告をしなかった方		
○ 病気等で1ヶ月以上収入のなかった方		

後ページで所得の推定計算をしてください。

● 推定計算の方法1 (会社員・店員・日雇い・パート・アルバイト等の給与所得の方)

◎ 税込支給額とは、残業手当等全ての手当を含んだ総支給額のことです。税金・社会保険料などを差し引かれる前の金額です。ただし、通勤手当（非課税分）などの非課税所得は含まれません。

※ 現在の勤め先での、あなたの月別収入を記入してください。

働いた月	税込支給額	賞与
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
合計	支払額計 円	賞与額 円

(1) 次の ① ② ③ ④ の中からあてはまるケースを選び、年収を計算します。

① 就職したのが令和7年1月1日以前で源泉徴収票の出ない方

※ 令和7年1月から令和7年12月までの合計となります。

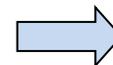
$$\boxed{\text{収入計}} \text{ 円} + \boxed{\text{賞与}} \text{ 円} = \boxed{\text{推定年収}} \text{ 円}$$



② 就職したのが令和7年1月2日～令和7年3月1日の方

※ 令和7年3月から令和8年2月までの合計となります。

$$\boxed{\text{収入計}} \text{ 円} + \boxed{\text{賞与}} \text{ 円} = \boxed{\text{推定年収}} \text{ 円}$$



③ 就職したのが令和7年3月2日以降の方

※ 就職した翌月から令和8年2月までの収入計を、収入のあった月数で割り、それを1.2倍してその間の賞与を加えます。

$$\frac{\boxed{\text{収入計}} \text{ 円}}{\boxed{\text{収入のあった月数}}} \times 1.2 + \boxed{\text{賞与}} \text{ 円} = \boxed{\text{推定年収}} \text{ 円}$$



次ページの表を見て、所得金額になおしてください。

④ 就職した日が最近で、まだ1か月分の給料が支給されていない方

※ 基本給・家族手当・住宅手当など毎月必ず支給される固定的給料を12倍してください。

固定的給料 円 × 12 = 推定年収 円
➔

◎ 病気等により、1ヶ月以上収入のない月がある場合はその月を除いて推定計算してください。

◎ 2か所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に換算してください。

下の表を見て、所得金額になおしてください。

(2) 年収を所得金額に換算します。

① 年収額欄に自分の年収をあてはめ、その右側の計算式で所得金額を計算してください。

※ 1,628,000円 ~ 6,599,999円 までの年収額の方は、下記計算式で計算の上、端数処理します。

〈例〉年収額が 2,386,998円 の場合

$2,386,998円 \div 4 = 596,749.5円$

1,000円未満を切り捨て ⇒ 596,000円 ※端数処理後の額

下の表で所得金額になおしてください。

年収額 (円)	所得金額になおす計算式	市営住宅の所得金額
550,999まで	0円となります。	0円となります。
551,000~1,618,999	年収額の合計 - 550,000 = () 円	(所得金額) - 100,000円
1,619,000~1,619,999	1,069,000円となります。	(所得金額) - 100,000円 (969,000円)
1,620,000~1,621,999	1,070,000円となります。	(所得金額) - 100,000円 (970,000円)
1,622,000~1,623,999	1,072,000円となります。	(所得金額) - 100,000円 (972,000円)
1,624,000~1,627,999	1,074,000円となります。	(所得金額) - 100,000円 (974,000円)
1,628,000~1,803,999	端数処理後の額 × 2.4 + 100,000 = () 円	(所得金額) - 100,000円
1,804,000~3,603,999	端数処理後の額 × 2.8 - 80,000 = () 円	
3,604,000~6,599,999	端数処理後の額 × 3.2 - 440,000 = () 円	
6,600,000~8,499,999	端数処理後の額 × 0.9 - 1,100,000 = () 円	



● 推定計算の方法2 (外交員・自営業・サービス業等の事業所得などその他の所得の方)

※ その他の所得とは、事業所得・利子所得・雑所得（年金等を含む）などをいいます。たとえば外交員・自営業・サービス業等の方の収入で、売上等から必要経費等を引いた金額です。

現在の仕事を始めた時からの月別の収入、必要経費、所得金額

働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
合計	収入金額計 円	必要経費計 円	所得金額計 円

(1) 現在の仕事を始めた日が令和7年1月1日以前で確定申告をしていない方

※ 令和7年1月から令和7年12月までの合計となります。

推定所得金額 円

(2) 現在の仕事を始めた日が令和7年1月2日から令和7年3月1日までの方

※ 令和7年3月から令和8年2月までの合計となります。

推定所得金額 円

(3) 現在の仕事を始めた日が令和7年3月2日以降の方

※ 現在の仕事を始めた翌月から令和8年2月までの所得金額の合計を営業した月数で割り、それを1.2倍します。

所得金額計 円

× 1.2 =

推定所得金額 円

営業した月数

※ 病気等により、1ヶ月以上収入のない月がある場合はその月を除いて推定計算してください。

● 年金などを所得金額になおす計算

令和7年1月 から 令和7年12月 までに支給された厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。

遺族年金、障害年金は計算の対象外です。 所得金額を0円としますので計算する必要はありません。

また、個人年金は、税法上雑所得のため年金所得ではありません。確定申告の際に申告した金額を事業所得の計算に加算してください

① 年金額を合計する計算

年金の種類	2月	4月	6月	8月	10月	12月	合計
年金	円	円	円	円	円	円	円
年金	円	円	円	円	円	円	円
年金	円	円	円	円	円	円	円
年金等収入合計							円

② 年金収入を所得になおす計算

すべての年金の支払額または年間予定額の合計額を、下の表にあてはめて、所得金額に換算してください。年金を受け取っている方が2人以上いる場合は、一人ひとり別に計算してください。

本人の年齢	年金合計金額の範囲	所得金額になおす計算式	市営住宅の所得金額
65歳以上	1,100,000 まで	0円 となります。	0円 となります。
	1,100,001～3,299,999	(円) - 1,100,000 = ()円	(所得金額) - 100,000円
	3,300,000～4,099,999	(円) × 0.75 - 275,000 = ()円	(所得金額) - 100,000円
65歳未満	600,000 まで	0円 となります。	0円 となります。
	600,001～1,299,999	(円) - 600,000 = ()円	(所得金額) - 100,000円
	1,300,000～4,099,999	(円) × 0.75 - 275,000 = ()円	(所得金額) - 100,000円



● 特別控除について

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、① の場合は申込世帯の合計所得から、② の場合はその方の所得から、それぞれの特別控除金額を差し引くことができます。

① 申込世帯の合計所得金額から控除できるもの

控除の種類	特別控除金額	特別控除をうけられる人	備考
ア. 老人扶養控除等	一人につき 10万円	所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の方	
イ. 特定扶養控除	一人につき 25万円	所得税法上の扶養親族（配偶者を除く）で16歳以上23歳未満の方	
ウ. 障害者控除	一人につき 27万円	<ol style="list-style-type: none"> 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 65歳以上の方で、1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方 	エの特別障害者控除を受ける人は、ウの障害者控除を併せて受けることはできません。
エ. 特別障害者控除	一人につき 40万円	<ol style="list-style-type: none"> 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く方 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 65歳以上の方で、1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定書の交付を受けている方 	

① 特別控除金額の合計 万円 6ページの(1)①の特別控除額へ…

② 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から控除できるもの

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
オ. 寡婦控除	27万円	夫と離婚した後婚姻をしていない方で次の①および②の両方に当てはまる方 ① 年間所得金額が500万円以下の方 ② 扶養親族を有する方	特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額と同額のみ差し引きます。
		夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方（「扶養親族または生計を一にする子」のいない方もあてはまります。）	
カ. ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ① 年間所得金額が500万円以下の方 ② 生計を一にする子を有する方	

・ 公営住宅法施行令の改正により、令和3年7月1日より、従前の「寡婦（寡夫）控除」の規定を「寡婦控除」と「ひとり親控除」に改めます。

・ 「ひとり親控除」に該当する方は、「寡婦控除」の適応はありません。

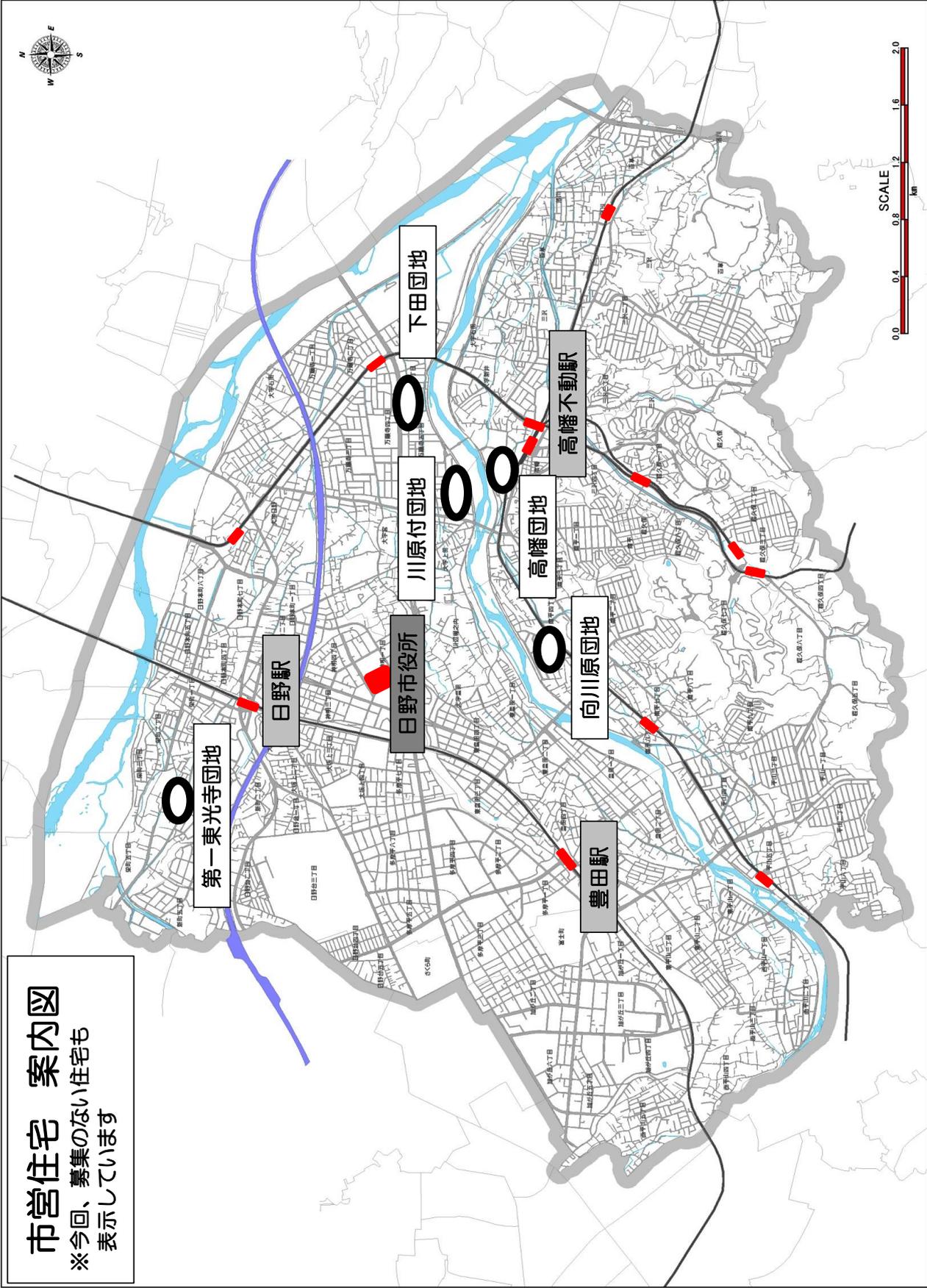
・ 年間所得金額が500万円を超える方は、「寡婦控除」や「ひとり親控除」を受けることができません。

・ 「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者およびパートナーがいない場合をいいます。

・ 「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が48万円以下であることが必要です。

特別控除金額 万円 6ページの(1)②の特別控除金額へ…



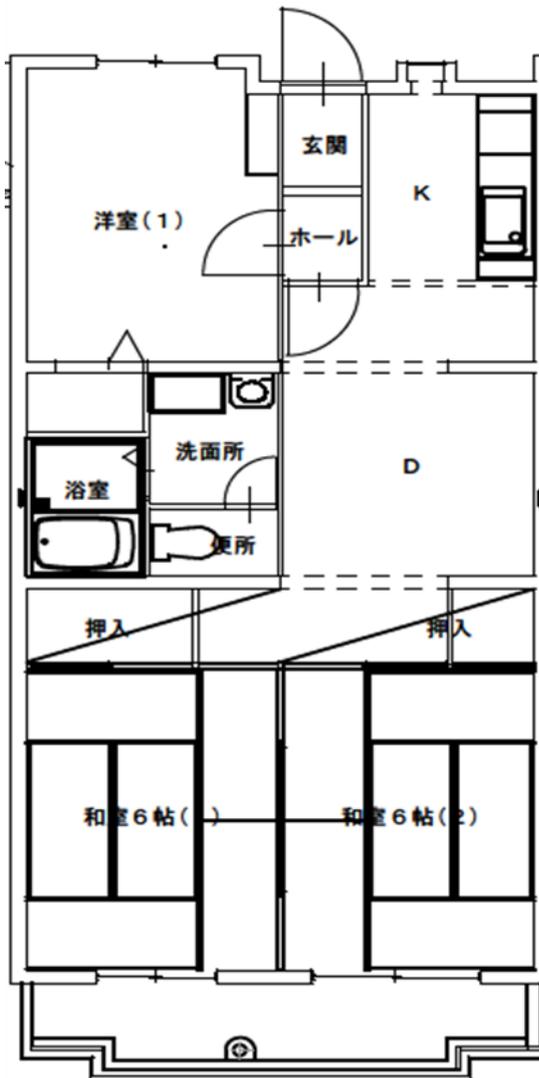


市営住宅間取り一覧

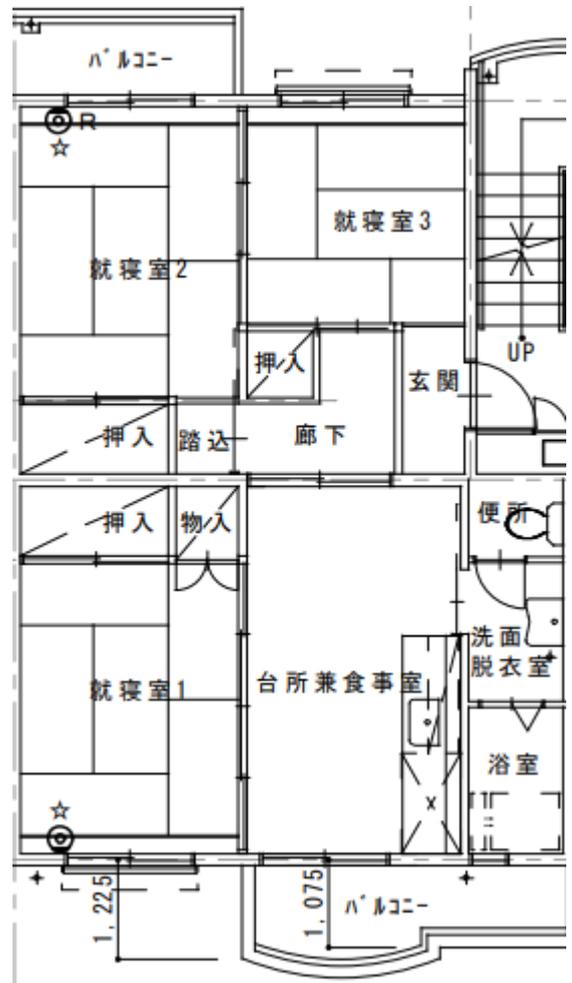
※住宅の標準的な間取りは以下の通りです。下記の間取り図はあくまで参考資料です。

実際の間取りや扉の向き、縮尺等は物件と異なります。

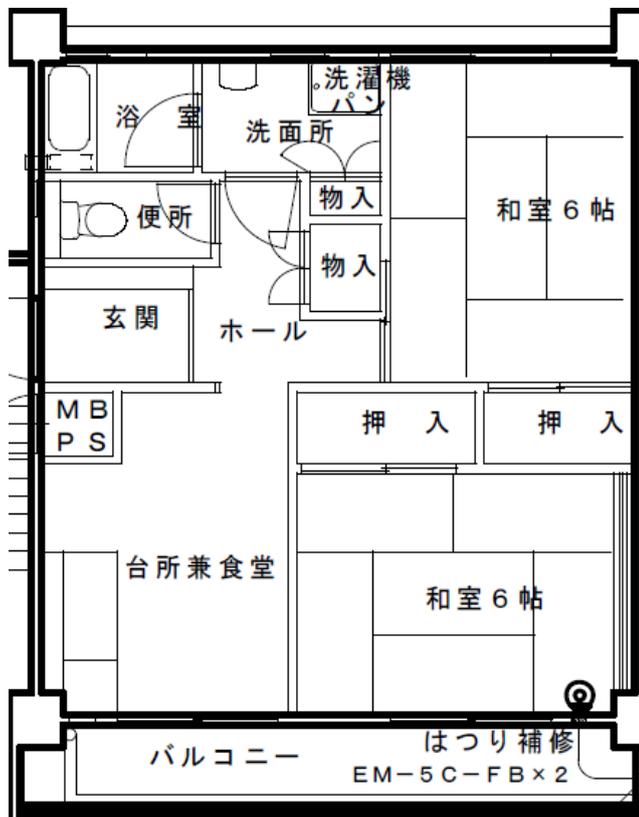
01区分 向川原団地3号棟



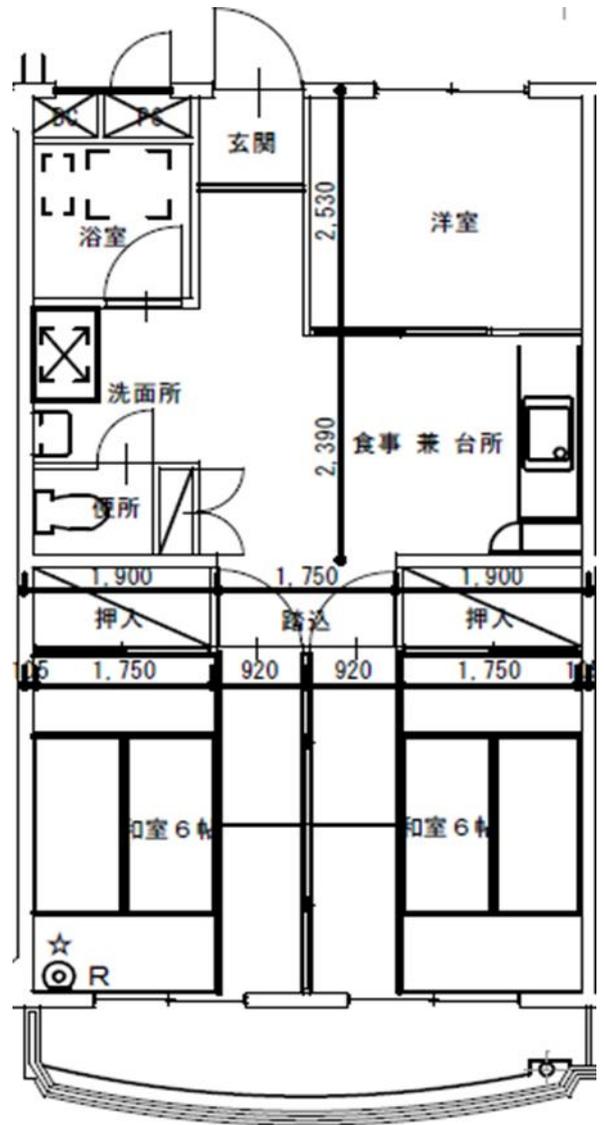
02区分 向川原団地8号棟



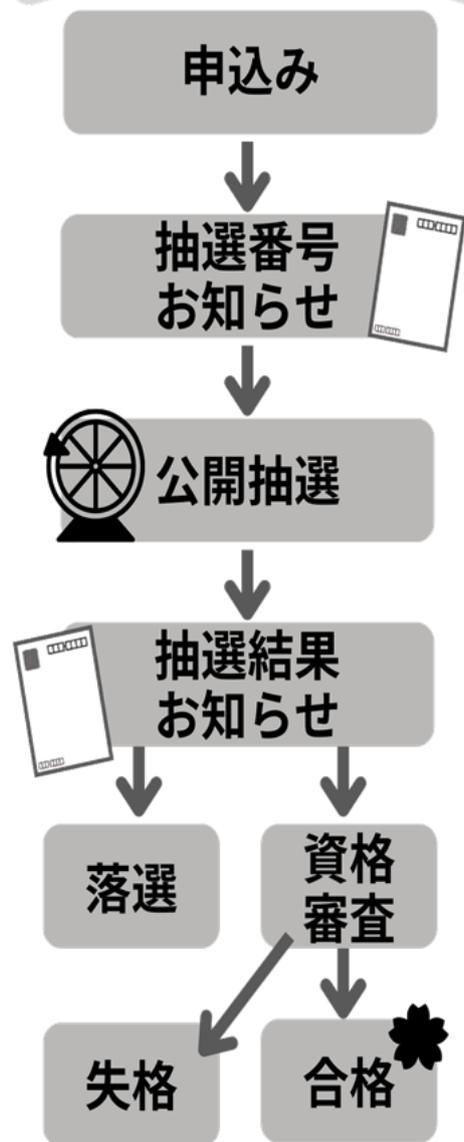
03区分 高幡団地1号棟



04区分 川原付団地4号棟



申込みから入居まで



申込書を表裏とも記入し、85円切手を2か所に貼って同封のうえ郵送（封筒に110円切手貼付）もしくは直接日野市財産管理課へ持参

令和8年3月中旬頃、はがきで抽選番号をお知らせします。

令和8年3月25日（水）午前10時から
日野市役所5階 503会議室で抽選を実施します。

令和8年4月初旬頃、はがきで抽選結果をお知らせします。

審査対象者には、審査に必要な書類を日野市役所に持参または郵送していただき、審査をします。（令和8年4月下旬からの予定）

資格審査により失格者が出た場合、抽選で補欠となった方を順次繰り上げ、資格審査を行います。なお、補欠者で繰り上げとならなかった方への通知は行いません。

入居手続きは市役所4階財産管理課で行います。
保証金（使用料の2か月分）と緊急連絡先が必要です。

こんなときは・・・

- (1) 申込み後住所が変わった。⇒ 最寄りの郵便局に「転居届」を出して、抽選番号はがきを受け取れるようにしてください。
- (2) 当選後住所が変わった。⇒ 下記の「問い合わせ先」に連絡して、審査通知を受け取れるようにしてください。

【問い合わせ先】

日野市 総務部 財産管理課 住宅担当
〒191-8686 日野市 神明 1-12-1
TEL：042-514-8156
FAX：042-581-2516
メール：zaisan@city.hino.lg.jp

●申込書記入例

表 (おもて)

第1号様式 (第3条関係)

市営住宅使用申込書

私は市営住宅の使用を申し込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、使用者の決定を取り消されても異議のないことを誓約いたします。

また、許可の上は、申込者（同居する者を含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

申 込 者	住 所	日野市 神明1-12-1 00アパート101	勤 務 先 ・ 事 業 所	所在地	日野市万願寺6-7-1	
	フリガナ	ヒノ トシゾウ		名称・所属	00 産 業	
	氏 名	日 野 歳 三		電話	042-585-XXXX 内線 XXXX	
	電 話	042-585-1111				
入居予定人数		4 人	市内居住年数	13 年	申込者の年齢	40 歳

※太枠内に希望する
申込区分 (01~)
のいずれかを記入して
ください

申込区分	抽選番号
※ 01	

外側にして折って下さい。(切りはなさないこと)

郵便はがき

85円切手
を
必ず貼って
ください

1 9 1 0 0 1 6

日野市 神明1-12-1
00アパート101

日 野 歳 三 様

〒191-8686
東京都日野市神明1丁目12番地の1
日野市役所 総務部財産管理課財産係

申込区分	抽選番号
※ 01	

※太線内に、希望する申込区分 (01~)
を記入してください。

郵便はがき

85円切手
を
必ず貼って
ください

1 9 1 0 0 1 6

日野市 神明1-12-1
00アパート101

日 野 歳 三 様

〒191-8686
東京都日野市神明1丁目12番地の1
日野市役所 総務部財産管理課財産係

申込区分	抽選番号
※ 01	

※太線内に、希望する申込区分 (01~)
を記入してください。

裏 (うら)

第1号様式 (第3条関係)

世帯員の構成

住宅に入ろうとする世帯 (親族) の構成						
フリガナ 氏名	続柄	生年月日	年齢	職業	所得金額	勤務先・事務所の名称
ヒノ トシゾウ 日野 歳三	本人	S, ○年 ○月 ○日	○○歳	会社員	2,880,000 円	名称 ○○産業 就職日・開業日 H○年 ○月 ○日 電話 585-××××
ハナコ 花子	妻	S, ○年 ○月 ○日	○○歳	専職	0 円	名称 就職日・開業日 年 月 日 電話
イチロウ 一郎	長男	H, ○年 ○月 ○日	○歳	学生	0 円	名称 就職日・開業日 年 月 日 電話
モモコ もも子	長女	H, ○年 ○月 ○日	○歳	学生	0 円	名称 就職日・開業日 年 月 日 電話
		年 月 日	歳		円	名称 就職日・開業日 年 月 日 電話
特別控除金額		1. 老人扶養 2. 特定扶養 3. 障害者 4. 特別障害者 5. 寡ふ (みなし寡ふを含む) 6. ひとり親 (○印を付けて下さい)		△	0 円	特別控除対象者
				△	0 円	特別控除対象者
合計	4 名	差引所得金額			2,880,000 円	入居はしないが、申込者または同居親族の 所得税法上の扶養親族数 0 人

抽選番号のお知らせ

あなたが申し込まれた市営住宅あき家募集の抽選番号は、おもてに記したとおりです。

◎抽選 (公開)

1. と き

月 日 ()

午前10時00分から

2. ところ

日野市役所5階 会議室

※抽選は、来場された申込者の立会いのもとで行いますが、所用のある方は、当日会場においでにならなくてもさしつかえありません。

◎発表

月 日 () 午後1時から

日野市役所1階 食堂前に掲示します。

また、ハガキで抽選結果をお知らせします。

抽選結果のお知らせ

このたび申し込まれた市営住宅あき家募集の公開抽選結果は、下記のとおりとなりましたので、お知らせします。

--

○当選者および補欠当選者の方へ

1. 当選者は資格審査を経て、入居予定者となります。審査に合格しなければ入居はできません。
2. 資格審査については、後日お知らせします。
3. 補欠当選者は、上位の方に失格・辞退者が出た場合に限り、順次、繰上げ当選者となります。繰上げ当選者とならなかった方には通知はいたしません。
4. 住所を変更したときは、必ず日野市役所財産管理課に連絡してください。